



会社名 J C R ファーマ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 芦田 信
(東証1部 コード番号4552)
問合せ先 経営戦略部 広報・IRグループ長 伊藤 学
(TEL 0797-32-8591)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権） の割当に関するお知らせ

当社は、平成26年7月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条ならびに平成26年6月24日開催の当社定時株主総会決議に基づき、当社および当社子会社の取締役ならびに当社監査役に対し、下記の通り株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の目的

当社および当社子会社の取締役ならびに当社監査役に付与する株式報酬型ストックオプションは、会社業績・役員の貢献度などを報酬に反映させることにより中長期的に当企業グループの価値を高め、ひいては株主価値の上昇を目的として発行するものであり、当社においては平成19年6月27日をもって廃止した役員退職慰労金制度に代わる制度として、当社子会社においては、役員退職慰労金について当社と同様の取扱いをするための制度として導入するものです。

2. 新株予約権の割当対象者および割当数

当社取締役6名に対し160個、当社監査役1名に対し10個、当社子会社取締役1名に対し10個を割り当てる。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

J C R ファーマ株式会社平成26年第1回新株予約権

(2) 新株予約権の数

180個とする（新株予約権1個当たりの目的である株式数100株。但し、(3)①に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 18,000株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。

③権利行使期間

平成26年8月15日から平成56年8月14日まで。

なお、新株予約権の行使の条件又は当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

④権利行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、当社および当社子会社の取締役ならびに監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り権利行使できるものとする。

ii) 新株予約権者については、その数の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。

iii) 新株予約権の質入れ、その他の処分を認めない。

iv) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑥新株予約権の取得事由

i) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。

ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、⑤新株予約権の行使の条件に該当しなくなったために新株予約権が行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。

⑦新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者が死亡した日の翌日から1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

⑨合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を割当するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予

約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。
- ii) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記①に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v) 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記③に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi) 新株予約権の行使により株式を割当する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- vii) 新株予約権の行使の条件及び取得事由
新株予約権の行使の条件及び取得事由は、上記⑤及び⑥の定めに準じて決定する。
- viii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出する公正価額を払込金額とする。なお、当社は新株予約権の割当者に対してそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額（当該新株予約権の払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの）に相当する金銭報酬を支給するものとし、当該割当者はこの報酬の請求権と、新株予約権の払込金額に係る払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得する。

5. 割当日

平成26年8月15日

以 上